

令和4年度 第3回猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例検討委員会
(概要)

日 時 令和4年10月25日(火)
午後6時30分～

場 所 猪名川町役場第2庁舎2階
教育委員会室

1名欠席

1 開 会

本日は、条文の一つ一つに猪名川町の思いであるとか、魂を込める作業を丁寧にするという時期にきました。本日も、多くの意見を賜りたいと思います。

2 協議事項

条例案について(資料1)に沿い事務局より説明。

・目的

この条例は、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、町民の役割等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない猪名川町を実現することを目的とする。

原案どおり。修正なし。

・定義

この条例において用いる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町民とは、猪名川町内に住所を有する者をいう。
- (2) 町民等とは、前号に規定する者及び猪名川町内に通学又は通勤する者並びに猪名川町を訪れる者をいう。
- (3) 差別行為とは、誤解や偏見に起因する個人若しくは不特定多数又は被差別部落等を対象とした言動、落書き等の部落差別と見なされる誹謗中傷行為、就職又は結婚等を理由とする被差別部落の調査及びその他これらに類する行為をいう。
- (4) 差別者とは、前号に規定する差別行為を行った個人、法人及びその他団体をいう。
- (5) 被差別者とは、第3号に規定する差別行為を受けた個人、法人及びその他団体をいう。

(3)の差別行為とは… に関して

自らは、直接、被差別部落や被差別部落出身者を悪く言わないが、インターネットなどで社会にある差別意識を煽る行為を通じて「部落差別意識を助長する行為」も問題。「助長」という言葉を、条文に入れることができなければ、解説を作成し丁寧に説明する必要がある。

私たちが直面している課題である、結婚差別、就職差別、相手を貶めるような差別発言、インターネットでの差別書き込みなどは誹謗中傷行為に当たりますが、「〇〇は差別部落だ」のような、単なる差別部落の所在地を示すようなことや「被差別部落やその出身者を避けよう。」など誹謗中傷でないが、「あそこはやめた方がいい」といった類の、インターネットでの書き込みがある。そういうものが、対象になるのか。その他これらに類する行為になるのであれば、解説を作成し明記してほしい。

定義については、事務局の方、他市町の条例を参考に作成してもらったが、3自治体だけ明文化している。この定義について、より詳しく作成することも大事ですが、すべて条文中に入れるかどうかは議論の余地がある。

(3)の「その他これらに類する行為」には「誤解や偏見に起因する個人若しくは不特定多数又は被差別部落等を対象とした言動、落書き等の部落差別と見なされる誹謗中傷行為」「就職又は結婚等を理由とする被差別部落の調査」を指しており、「部落差別意識を助長する行為」が確実に含まれると読み取ることができない。町の独自色を出すためにも文言に明記してもいいのでは。インターネットなどで差別部落の所在地を示す行為は、差別の対象とすべき事項。新しい差別に対応するため、ある程度の曖昧さも必要。定義は、わかりやすいほうが良いが、「等」を入れて、幅を持たせてもいい。

例えば「～誹謗中傷行為」「～調査」と「助長行為」が同一とみることができないので、あれば文言として入れておく必要がある。誹謗中傷等行為ということで、等を入れて幅を持たせ、規則や解説などで詳細を定めては、「～誹謗中傷等の行為 及び助長」といった表現では。

インターネット上の「つぶやき」に“いいね”が、どんどんついてくる時代。無関心層が、差別と思わないでやっている。解説で、こういうものが差別に当たると丁寧に記載することが必要。

「助長」を明記することがいいが、長文であると住民が理解できなくなるのでは。言葉の解説は必要。

日常的な差別は、直接的な表現でないものもある。結婚に際して「相手の出身地は調べたか？」などの会話は、条例ができることによってどう変わるのか？日常生活で心無い言葉で傷ついている。直接的に言わなくても暗示していることも多々ある。

これは、差別する側の行為を並べており、差別を受けた側が、その行為によって、不利益や被害をこうむるという内容でないので、わかりにくい。

被害者が不利益をこうむっていることが書かれていない。人を傷つける行為が差別として定義されている。国際的な条約における差別の定義は、差別行為とともにその効果により被害を受けることにも着目されている。

(原案)

(3) 差別行為とは、誤解や偏見に起因する個人若しくは不特定多数又は被差別部落等を対象とした言動、落書き等の部落差別と見なされる誹謗中傷行為、就職又は結婚等を理由とする被差別部落の調査 及びその他これらに類する行為をいう。

(修正)

(3) 差別行為とは、部落差別とみなされる直接的あるいは間接的な誹謗中傷及び助長や

差別の許容、就職又は結婚等における部落差別や調査、特定の地域が部落地域であったとする発言・配信及びその他これらに類する人を傷つける行為をいう。

※結婚等には交際を含む。本内容は、事務局の修正案であり、次回会議での協議をへて確定される。

・基本理念
部落差別の解消に関する施策は、全ての町民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する町民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、偏見を払拭し、部落差別のない猪名川町を実現することを旨として、行われなければならない。

「町民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、」について「努める」は不要。町民と町民等の使い分けについて、義務付けされる行為は町民を用い啓発などは住民以外も関係するものは、町民等を用いる。「町民一人一人」は「町民等一人一人」にする。

(原案)

部落差別の解消に関する施策は、全ての町民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する町民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、偏見を払拭し、部落差別のない猪名川町を実現することを旨として、行われなければならない。

(修正)

部落差別の解消に関する施策は、全ての町民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する町民等一人一人の理解を深めることにより、偏見を払拭し、部落差別のない猪名川町を実現することを旨として、行われなければならない。

町の責務

町は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

2 町は、部落差別の解消に関して、町民等、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

(案2)

2 町は、インターネット等による差別表現、差別発言その他の人権侵害に当たる行為が発生した場合は、国、県及び関係団体との連携を図り、問題の解決に必要な措置を講ずるものとする。

「インターネット等～」の表現は必要。人権条例ではなく部落差別の条例なので、「その他の人権侵害」は対象を広げすぎではないか。部落条例に「その他の人権」を取り込むのは限界がある。1項は案通り。町が「支援を行う」のみでなく、「問題の解決に必要な措置を講ずるものとする」を入れるべきである。

(原案)

2 町は、部落差別の解消に関して、町民等、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

(修正)

2 町は、部落差別にかかるインターネットを含む差別表現、差別発言その他の部落差別にかかる人権侵害に当たる行為が発生した場合は、町民等、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言その他の支援を行い、必要に応じて問題の解決に必要な措置を講ずるものとする。

・相談体制の充実

町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を講ずる責務を有する。

原案通り修正なし。

・町民の役割

町民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消するための施策に関心をもって協力するとともに、その必要性を理解し、自らも人権意識の高揚を図り、差別及び差別の許容、拡散、煽動その他の差別を助長する行為をしないように努めるものとする。

2 町民は、差別行為を知り得た場合は、速やかに町長に情報提供するものとする。

「部落差別を はじめとするあらゆる差別 を解消するための施策」のあらゆる差別は削除する。2項は原案どおり

(原案)

町民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別 をはじめとするあらゆる差別 を解消するための施策に関心をもって協力するとともに、その必要性を理解し、自らも人権意識の高揚を図り、差別及び差別の許容、拡散、煽動その他の差別を助長する行為をしないように努めるものとする。

(修正)

町民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別を解消するための施策に関心をもって協力するとともに、その必要性を理解し、自らも人権意識の高揚を図り、差別及び差別の許容、拡散、煽動その他の差別を助長する行為をしないように努めるものとする。

以降は、次回にて協議します。

・氏名の公表について

参考資料：条例による制裁的公表の現状と課題（資料4）

条例における氏名の公表について、慎重に協議する必要があります。

被害者への支援及び救済はあるが、差別者への対応がないので氏名公表は必要。部落差別解消法は差別をする側を変えるための法律であり、規制的な措置までのプロセスを入れても問題はないのではないか。

3 その他

次回の開催日時について

1 2月7日（水）18：30 猪名川町役場第2庁舎2階委員会室にて開催

4 閉 会